

平成二十六年十一月四日受領  
答 弁 第 四 四 号

内閣衆質一八七第四号

平成二十六年十一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員林原由佳君提出子育て支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員林原由佳君提出子育て支援に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、把握している。

一の2について

お尋ねの「アンケート」については、把握していないが、保育所における子どもの声に関する苦情の有無等の実態については、都道府県との意見交換の場等を通じ、情報収集に努めてまいりたい。

一の3について

お尋ねの「保育所から出る音をめぐる脅迫事件等の刑事事件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、警察庁の統計においては、保育所から出る音を犯行の動機等とする刑法犯及び特別法犯の検挙件数は把握していない。

一の4について

お尋ねについては、把握していない。

一の5について

政府としては、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、家庭、地域等の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協力することが重要と考えており、御指摘の「音」に関する点も含め、保育所に関わる関係者の理解を促進するよう、周知を図ってまいりたい。

二の1について

お尋ねについては、把握していない。

二の2及び3について

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十二条及び第十三条の規定に基づき行われる乳幼児に対する健康診査（以下「乳幼児健診」という。）に要する経費については、地方交付税措置を講じており、また、その実施方法については、実施主体である市町村（特別区を含む。）が弾力的に定めることができることとしているため、乳幼児健診は、地域の実情に応じて適切に実施されるものと考えている。